

令和7年2月 定例県議会 提出予定案件表 (条例案)

議案番号	案 件 名				
議案第80号	<p>職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>高病原性鳥インフルエンザ等に係る防疫作業に従事したときに支給する職員の防疫等作業手当について、業務内容や職員の心身への負担を考慮し、所要の改正を行うもの</p> <p>《改正内容》 高病原性鳥インフルエンザ等の家畜の伝染性疾病のまん延を防止するために行う、家畜のと殺等の作業の手当額について、以下のとおり改正する。</p> <table border="1" data-bbox="456 685 855 792"> <thead> <tr> <th>現行</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日額 380 円</td> <td>日額 1,650 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>《施行期日》 公布の日（令和7年1月12日から遡及適用）</p> <div data-bbox="1145 1012 1457 1146" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>【担当課】 総務部人事課 043 (223) 3581</p> </div>	現行	改正後	日額 380 円	日額 1,650 円
現行	改正後				
日額 380 円	日額 1,650 円				

令和7年2月 定例県議会 提出予定案件表（条例案）

議案番号	案 件 名
議案第81号	<p>職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正（令和7年4月1日施行）に伴い、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等の措置について、国家公務員に準じて、本県においても同様の措置を講じるため、所要の改正を行うもの</p> <p>《改正内容》</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 育児のための時間外勤務の免除に係る対象範囲の拡大 育児のために時間外勤務の免除を請求できる職員の範囲を、小学校就学前の子（現行は3歳になるまでの子）を養育する職員に拡大する。 2. 介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化 介護に直面した職員への個別の制度周知と意向確認、早期の情報提供や雇用環境の整備に係る措置を取ることとする。 3. その他所要の規定の整備を行う。 <p>《施行期日》 令和7年4月1日</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;"> <p>【担当課】 総務部人事課 043 (223) 3581</p> </div>

令和7年2月 定例県議会 提出予定案件表 (条例案)

議案番号	案 件 名																																				
議案第82号	<p>千葉県警察基本条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>警察法施行令の一部改正に伴い、警察官定員数の改正を行うもの</p> <p>《改正内容》 警察官定員の増加に伴う定員数の改正を行う。</p> <table border="1" data-bbox="400 495 1067 887"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>現行</th> <th>改正後</th> <th>増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">警 察 官</td> <td>警 視</td> <td>人 266</td> <td>人 267</td> <td>人 1</td> </tr> <tr> <td>警 部</td> <td>620</td> <td>623</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>警部補及び 巡査部長</td> <td>6,593</td> <td>6,615</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>巡 査</td> <td>3,371</td> <td>3,382</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>小 計</td> <td>10,850</td> <td>10,887</td> <td>37</td> </tr> <tr> <td colspan="2">警察官以外の職員</td> <td>1,226</td> <td>1,226</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合 計</td> <td>12,076</td> <td>12,113</td> <td>37</td> </tr> </tbody> </table> <p>《施行期日》 令和7年4月1日</p> <div data-bbox="1034 999 1437 1140" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>【担当課】 警察本部警務部警務課 043 (201) 0110 [内線 2623]</p> </div>	区 分		現行	改正後	増減	警 察 官	警 視	人 266	人 267	人 1	警 部	620	623	3	警部補及び 巡査部長	6,593	6,615	22	巡 査	3,371	3,382	11	小 計	10,850	10,887	37	警察官以外の職員		1,226	1,226	0	合 計		12,076	12,113	37
区 分		現行	改正後	増減																																	
警 察 官	警 視	人 266	人 267	人 1																																	
	警 部	620	623	3																																	
	警部補及び 巡査部長	6,593	6,615	22																																	
	巡 査	3,371	3,382	11																																	
	小 計	10,850	10,887	37																																	
警察官以外の職員		1,226	1,226	0																																	
合 計		12,076	12,113	37																																	